

速記録

第1回吉野川流域住民の意見を聴く会 (下流域)

日 時 平成18年7月23日(日)
午後 2時 0分 開会
午後 4時25分 閉会
場 所 北島町公民館

〔午後 2時 0分 開会〕

1. 開会

司会

定刻となりましたので、会議を始めさせていただきます。本日は大変お忙しい中、ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。ただいまから、第1回吉野川流域住民の意見を聴く会を開催させていただきます。私、本日の司会を務めさせていただきます国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所副所長の眞鍋です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

1点、お願いがございます。喫煙についてですが、6階のロビーとなっておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして、配付資料のご確認をお願いいたします。配付資料の1枚目に、配付資料一覧表がございます。ここに記載の資料を配付いたしておりますので、ご確認ください。不足がございましたら、お近くの係員までお申しつけください。

次に、参加者の皆様をお願いいたします。本会議の参加に当たりましては、後ほど説明いたしますグラウンド・ルールをお守りいただきますよう、お願いいたします。また、会議の内容は公開いたしますので、発言等に当たりましては「参加者のみなさんへのお願い」をご確認の上、マイクを通してご発言ください。マイクは係の者がお持ちいたします。円滑な議事進行のため、ご協力いただきますよう、あわせてお願い申し上げます。

また、本会議は公開で開催されており、速記録につきましては、会議終了後、ホームページに公開する予定です。どうぞご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

2. あいさつ

司会

それでは、お手元の「議事進行表」に従いまして、議事を進めさせていただきます。まず初めに、開会に当たりまして国土交通省四国地方整備局河川調査官の大谷がごあいさつを申し上げます。

河川管理者

皆さんこんにちは。四国地方整備局河川部河川調査官の大谷でございます。きょうはちょっと足元が悪い中、この吉野川流域住民の意見を聴く会にご参加ありがとうございます。開会に当たりまして一言だけあいさつさせていただきます。

皆さん既に御存じのように、昨年11月に吉野川の整備基本方針という長期的な計画に

つきましては、河川法に基づきまして決定しております。この法律に基づきまして、今後二、三十年間にどのように吉野川の整備を進めていくかと、これを定めるのがきょう皆さんにご意見をお聞きする吉野川水系河川整備計画ということになります。

この計画を早くつくっていきたいということなんですけど、今、ちょっとここ数日のニュースで御存じのように、九州とか中国とか、この梅雨前線によって非常に大きな災害、土砂災害とか浸水被害、幸い四国の方は余り大きな被害は今のところ出ておりませんが、出ております。昨年、一昨年を振り返りますと、この吉野川流域におきましても、たび重なる洪水、出水や、今までになかったような大規模な濁水が発生し、流域にお住まいの皆さん方にも多大な被害といたしますか、発生したというふうに考えております。我々はこういう状況を踏まえまして、流域の皆さんの意見が反映した整備計画をつくり上げ、必要な河川整備を着実に進めていくということが必要だと、このように考えております。

そういう考えに立ちまして、先月の末ですか、6月23日に吉野川水系河川整備計画素案を公表しまして、さらにこの意見を聴く会とか、そのほか学識経験者の会議、それから市町村長さんとの会議、それから一般の方からさらに意見公募の方法等につきまして公表し、現在、中上流域での会議等を進め、順次この会議を進めてきておるところでございます。

それで、この整備計画の策定に当たりましては、専門家の方々、直接流域にお住まいの方々、また市町村長さんたち、それぞれの立場からご意見をいただきまして、その過程を繰り返し繰り返し行うということで、それぞれの意見をいかに整備計画の中に反映させていくかということを考えながらやっています。また、いただいた意見につきましては、その決定のプロセスにつきまして、できる限りデータとか根拠をお示しし、透明性を確保した上で整備計画を策定していきます。

御存じのように、吉野川流域は四国4県にまたがっております。流域には多くの方々がお住まいになっておられます。できるだけ多くの方に、それぞれの立場でのご意見を直接こういう会議の場でお伺いし、お聞きすることが必要であるという考えのもとに、今回このような会議を開催させていただいているわけでございます。

今回、私どもの方から示しました吉野川水系の河川整備計画素案には、平成16年、17年の出水とか濁水も考慮しまして、吉野川の課題を一つでも多く解決できるようにと、必要な内容は盛り込んでいるつもりでございます。

本日は、吉野川水系河川整備計画素案に対しまして、流域にお住まいの皆様方の直接の、それぞれの立場から直接河川整備に対するご意見をいただきます。ご意見をお願いい

たしまして、私のこの会議の開会のあいさつとさせていただきます。きょうはよろしくお願いいいたします。

3. 議事

1) グラウンド・ルールの説明

司会

ありがとうございました。

それでは、最初の議題でありますグラウンド・ルールについてご説明いたします。お手元の資料2の「『吉野川流域住民の意見を聴く会』グラウンド・ルール」という資料に基づきまして、要点のみをご説明させていただきます。

2ページをおあけください。中ほどの2.2「住民の意見を聴く会」の開催概要からご説明いたしますので、ご確認ください。

2.2「住民の意見を聴く会」の開催概要。(1)目的。「住民の意見を聴く会」は主催者である国土交通省四国地方整備局が吉野川水系河川整備計画を策定するに当たって、流域住民の意見を適切に反映させることを目的に開催します。(3)開催場所。吉野川流域に住む多くの流域住民の皆さんが幅広くご参加いただけるように、「住民の意見を聴く会」は、表2及び資料-2に示すように、流域を3つに分けて、6会場で開催します。(4)開催回数としまして、「住民の意見を聴く会」は平成18年度に各会場において3回程度予定しています。ただし、必要と判断される場合、開催回数を追加します。(5)ファシリテータによる進行。「住民の意見を聴く会」は中立・独立な立場のファシリテータによる進行とします。ファシリテータの中立性・独立性の確保のため、国土交通省とファシリテータとの間で協定書を取り交わします。(6)公開。「住民の意見を聴く会」は公開で実施するため、会議資料等は個人情報を除き公開します。

3.「住民の意見を聴く会」の参加について。3.1参加の方法。参加者は吉野川流域の市町村にお住まいの方とします。会場の都合により、参加者多数の場合は先着順とさせていただきます。参加に当たって事前申し込みは必要ありません。また、参加希望者はどの会場で参加いただいても結構です。3.2開催の周知。「住民の意見を聴く会」の開催については、事前に議事次第等を周知します。3.3個人情報の保護。個人情報保護の観点から、「住民の意見を聴く会」の運営・進行等で主催者・ファシリテータが得た個人情報は秘匿します。3.4出席できない場合の意見の表明について。「住民の意見を聴く会」に出席できない場合は、「パブリックコメント」により意見の表明を行うことができます。また、

「公聴会」に意見の発表を申し込むことができます。「住民の意見を聴く会」「パブリックコメント」「公聴会」のどちらの意見についても、同等の取り扱いをします。

4. 関係者の責務等について。4.1参加者。グラウンド・ルールの遵守。参加者は、本グラウンド・ルールを遵守することを責務とします。(2)意見の表明。参加者はできる限り吉野川水系河川整備計画に関する意見を表明することができます。匿名で意見を表明したい場合、別途ファシリテータを経由して意見表明ができるものとします。このとき、意見表明者はファシリテータに氏名、住所を示すものとします。ファシリテータは意見表明者の個人情報を国土交通省を含めて秘匿するものとします。(3)他者の意見の尊重。参加者は他の参加者の意見表明を尊重し、他の参加者の意見表明を妨げてはなりません。(4)進行秩序の確保。参加者は「住民の意見を聴く会」が秩序ある進行ができるよう協力し、会議の妨げとなるような行為は慎まなければなりません。(5)個人情報の保護。参加者は個人情報保護の観点から、参加者が得た個人情報は秘匿しなければなりません。

4.2ファシリテータ。責任の範囲。ファシリテータは「住民の意見を聴く会」の各回の進行方針を決定し、その進行についての責任を持つものとします。(2)責務。責務については次のとおりです。a.グラウンド・ルールの遵守。b.役割。c.中立性、独立性の確保。d.不偏性の確保。e.特定の意見誘導の禁止。f.個人情報の保護となっております。(3)権限。グラウンド・ルールの遵守。ファシリテータは会議の招集者や参加者にグラウンド・ルールを遵守することを確認し、守られていないと判断するときにはそのことを指摘し、その遵守を求めることができます。b.自己決定。c.匿名による意見表明の機会の提供。ファシリテータは、身分を明かさずに意見表明を希望する参加者に対して、意見を提出する機会を保証する方策を提案もしくは提供できるものとします。d.情報の取得。

4.3国土交通省。(1)責任の範囲。国土交通省は、「住民の意見を聴く会」の開催方針及び運営方針を決定し、開催及び運営の責任を持つものとします。国土交通省は「住民の意見を聴く会」の意見を取りまとめ、吉野川水系河川整備計画策定にできる限り反映する責任を持ちます。国土交通省はファシリテータを選定する責任を持ちます。(2)責務。責務については次のとおりです。a.グラウンド・ルールの公表。b.グラウンド・ルールの遵守。c.関係者の責務等の保証。d.参加者の責務等の確保となっております。

5.意見の取りまとめ及び反映について。5.1意見の取りまとめについて。(1)意見の取りまとめの対象。「住民の意見を聴く会」における意見の取りまとめの対象は、「住

民の意見を聴く会」開催当日の発言意見、意見記入用紙での意見、及び、ファシリテータを経由しての匿名による意見表明とします。(2)意見の取りまとめ。「住民の意見を聴く会」当日の発言意見は、速記録を作成し、整理して公開します。このとき、発言者の個人情報とは非公開とします。「住民の意見を聴く会」当日の意見記入用紙での意見は整理して公開します。このとき、意見記入用紙に記載の個人情報は非公開とします。ファシリテータを経由しての匿名による意見表明は整理して公開します。ファシリテータが知り得た個人情報は国土交通省を含めて秘匿します。

5.2意見の反映について。「住民の意見を聴く会」の意見は、「吉野川学識者会議」「吉野川流域市町村長の意見を聴く会」「パブリックコメント」「公聴会」及びその他の方法により表明された意見とともに、国土交通省が意見の内容を尊重し、できる限り河川整備計画に反映します。河川整備計画に反映しない意見については、同様の意見を取りまとめた上で、検討内容とともに、反映しない理由について回答を行います。上記の回答についての説明を、可能な限り「住民の意見を聴く会」で行うものとします。

以上、ルールにつきましてご説明させていただきました。なお、先ほどの説明の中でも触れましたが、本グラウンド・ルールにつきましては、参加者の皆様に認められるための措置として、ホームページ等で皆様からのご意見を募っております。ご意見等がありましたら、国土交通省徳島河川国道事務所のホームページや意見記入用紙でお寄せいただきますよう、お願い申し上げます。

2) 吉野川流域住民の意見を聴く会の進行について

司会

それでは、次の議題であります、吉野川流域住民の意見を聴く会の進行についてご説明させていただきます。

今回開催する吉野川流域住民の意見を聴く会は、公平で中立な立場から議事を進行することを目的といたしております。会議の進行役を特定非営利活動法人コモンズにお願いしております。このような立場の方はファシリテータと言われ、近年、このような会議の進行役として、多く導入されるようになってきております。

それでは、ファシリテータを引き受けてくださいました特定非営利活動法人コモンズの副代表理事である澤田さんより、吉野川流域住民の意見を聴く会の進行についてご説明いただきたいと思っております。

それでは、澤田さん、よろしく願いいたします。

ファシリテータ

皆さん、こんにちは。NPO法人コモンズ理事をしております澤田でございます。きょうは、私どもNPO法人の方でこの進行役を務めさせていただくことになりました。

公共空間がございます。公共、公に、そしてともにの空間でございます。いわゆる多くの人が集まります。ところが、日本ではどちらかといえば、今まで公共空間は行政の方が主体でかかわってきたと。本来、よりよい公共空間、公と共の空間は多様な人がかかわって、多くの意見が集まる。そして、そんな意見がたくさん反映されるならば、いい空間ができるだろうと。そこには市民参加があり、そして合意形成が必要だというふうに思います。私たち、NPO法人コモンズは、そういった公共空間で多様な関係者がいらっしゃる多くの意見、そういったことを市民参加のもと合意形成をしたいというふうな、こういうふうな支援を目的とする専門家集団でございます。

今回、この住民の皆さんから意見をお伺いする会の進行役として、河川管理者の方から私たちNPO法人に打診がございました。私たちは特にこういった会の進行につきましては、やはり中立、独立、そして参加者の皆さんの発言の内容が本当に反映される、あるいは参加の皆さんの個人情報保護、こういったことがやっぱり担保される必要があるというふうに考えました。

そこで、河川管理者の方に、実はこういった会の運営がきちりと保証され、そして公開されるといった、きょう今ご紹介がありましたグラウンド・ルール、会のルールですね、こういったルールであるとか、あるいは協定書を求めました。その結果、今ご紹介がありましたように、私たちが要望しておりました、会の運営が中立、独立してできること、あるいは皆さんの個人情報保護されること、あるいは匿名による意見表明ができること、こういったようなことが可能になりました。したがって、私たち法人としまして、今回の進行役をお引き受けることにしました。

今回は、したがって、こういった中立、独立の立場での私どもNPO法人の進行による運営になりますが、本当にこの会で多くの皆さんの意見が出て、そしていい、いろんな立場の違う意見が出ることを期待したいと思います。

皆さんの資料の中に青い資料がございます。これは河川管理者の資料ではなくて、私たちNPO法人コモンズの資料でございます。こちらの方に、私たちの団体の概要であるとか、あるいは今回の、今申し上げました会の運営のスタンスであるとかがございます。ぜひご一読いただきますようお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

司会

澤田さん、どうもありがとうございました。

それでは、ここからの議事の進行はファシリテータにお願いいたします。本日のファシリテータは、コモンズのメンバーである喜多さんに務めていただけるとお伺いしております。それでは、喜多さん、よろしくお願いいたします。

ファシリテータ

皆さん、こんにちは。今、ご紹介いただきましたNPO法人コモンズの喜多と申します。これからおよそ3時間弱の会の進行に携わりますので、ご協力をよろしくお願いいたしますと思います。

まず最初に、皆さんに少し確認しておいていただきたいことがございますので、先ほどご紹介いたしました、この青いコモンズの資料なんですけれども、ホッチキスとじの方の後ろに、「参加者のみなさんへのお願い」というふうに書いてございます。参加者の皆さんにお願いしたい点が2つございまして、進行上のルールと発言のルールと2つございます。発言のルールについては後ほどご説明いたしますけれども、まず進行のルールを5点ほどご確認ください。

まず、皆さん参加されている方は、年齢や職業を問わずに平等だということですね。2番目に、わかりやすい言葉でご自身の意見を述べていただきたいということ。それから、3番目として、ほかの方々が発言されている意見を尊重し、よく聞いていただきたいということと、その方の意見が仮にご自身の意見と違っていても、否定しないようにしていただきたいということ。それから4点目として、テーマに関係のないような発言は控えていただきたいということ。最後に、前向きな気持ちでこの会への進行をぜひご協力いただきたい。この5点をお願いしたいと思います。

それから、本日の大きな予定について、簡単にご説明いたします。「資料1」に、本日の「議事進行表」というのがございます。それで、まず開会あいさつ。議事(1)の今途中なんですけれども、3)、4)、5)とございまして、河川管理者である国土交通省の方から、今回の河川整備計画素案について説明をしていただきます。説明時間はおおむね1時間ほどになると思いますけれども、少し長くなりますので、間に、3時過ぎに一度休憩を挟みまして、整備計画の素案説明をしていただくと。その後、4時ぐらいになりますけれども、4時ごろからおよそ1時間になりますけれども、整備計画素案について、皆さん方のご意見あるいはご質問をいただくというような予定になっております。

もう一つ、今回、意見記入用紙というのが2種類ございます。一つは「資料3」となっているものですね。こちらについては、皆様のご意見を記入していただいて、直接河川管理者である国土交通省の方に意見を伝えるというルートになります。

もう一つ、ブルーの方ですね、ホッチキスとじじゃないものが裏表ございますけれども、こちらについては匿名による意見表明ということで、国土交通省にお名前を知られたくないけれども、ちゃんと意見は言っておきたいという方、もしいらっしゃれば、直接これに記入していただいて私どもにお渡しいただいても結構ですし、ファクス番号が書いてございますので、こちらにファクスをいただいても結構です。それから、表の中ほどにインターネットとございまして、インターネットホームページ上でも意見募集をしておりますので、匿名で意見表明されたい方は、ぜひこういったチャンネルをご活用いただければと思います。

3) 吉野川水系河川整備計画策定の流れ

4) 吉野川水系河川整備計画の策定に向けて

5) 吉野川水系河川整備計画【素案】

ファシリテータ

それでは、早速、河川整備計画素案の説明をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

河川管理者

皆様、私、徳島河川国道事務所の副所長をしております山地でございます。よろしく願いいたします。きょうはお忙しい中、意見を聴く会ということでお越しくださいますので、本当にありがとうございます。時間も残りございませんので、早速始めさせていただきますと思います。

まず、お手元にこういうリーフレットがございます。「ゆたかな恵みを未来へ」というリーフレット、薄いリーフレットでございますけれども、これによりまして、河川整備計画の進め方について、簡単に初めにご説明をしておきたいというふうに思います。

開いていただきますと、左のページ、下の方に2つの枠がございます。そこに、河川整備基本方針と、それから整備計画ということで書いてございます。

河川整備基本方針につきましては、ここにも書いてございますけれども、いわゆる今後河川を整備していく上で、長期的な視点に立って、その基本になるべき事項を決めたものでございまして、もうご承知かと思っておりますけれども、平成17年、昨年11月18日に策定を

されております。

それで、今回、河川整備計画ということでございまして、きょう、案を皆様にもお渡ししておりますけれども、それは右の方でございまして、基本的には河川整備基本方針、これを受けまして、今後、おおむね二、三十年間の間に河川の整備をどのようにしていくかというものを、できるだけ具体的に書いたものでございます。これは先ほどもございましたように、6月23日にその案ということで公表させていただいております。

今後の進め方ということで、先ほどから少し出ておりますけれども、右のページの方を見ていただきますと、そこの中ほどですね、3つほど枠がございます。つまり、進める上では、いろんな形で皆様のご意見を聞いていこうということでございまして、一番左の方の枠には、学識経験者からの意見聴取ということでございます。これは学識経験の方からいろいろご意見をいただくということで、既に6月27日に開催しております。

それから、中ほどの枠。流域住民の方々から意見を聴くということで、きょうがその会でございます。さまざまな意見を聞くために、3つの取り組みをやるようにしております。この会と、あと2番目にパブリックコメントというふうに書いております。これは、こういう機会以外に、皆様からホームページで書き込んでいただいたり、あるいはファクスで意見をいただいたり、あるいははがきで意見をいただいたりと、そういったこともしますということでございます。それから、その下に公聴会。これはこういう場で皆さんが、代表者の方が、意見とかあるいはご要望を発表していただくという機会も、今後考えてございます。

このような、きょうの会みたいなものは、下の地図に載ってございますように、吉野川流域は非常に広うございますので、大きく3つのブロックに分けてございますけれども、一番上流側につきましては黄色で示す上流域、特に愛媛県会場と、それから高知県会場、この2つに分けてやります。それから中流域ということで水色の区域。これが1会場でございます。それから、きょうは下流域ということでございまして、一番右のちょっとピンク色みたいな色を塗ってありますが、ここはかなり人も多うございますので、3つの会場に分けてやります。きのう、鴨島の方でやってまいりました。きょうは北島。それから、一番最後に徳島市ということになっております。こういう形で進めます。

あと、一番右の欄がございますけれども、各市町村長さんからの意見を聴くということで、これにつきましては、上流と中流と下流と、3つの区域の市町村長さん方に集まっていたきまして行うということになっております。下流域につきましては、来週、7月

25日に行うことになっております。

それで、このような意見を聞く場でございますけれども、一応今年度中に、きょうも含めまして、おおむね3回程度行うということで考えております。

それで、本日は第1回目ということでございますので、どうしても素案の中身を一通りはご説明しなければいけないということでございます。したがって、説明の時間が本日は長くなりますけれども、どうぞご容赦いただきたいと思います。第2回、第3回につきましては、皆様のご意見をいただく時間、あるいは我々がそれに対して返せるところは返していくという時間がメインになろうと思いますので、ご辛抱をお願いいたします。あと、意見もいろいろ出てきますと、3回だけでは済まないのではないかとということもありますので、それは必ずしも3回にはこだわってはおりませんので、この点もご理解をお願いいたします。

それと、一番最後のページでございますけれども、裏ですけれども、先ほども出しましたが、情報公開でやっております。ここにありますように、会議の予定とかあるいは資料、それから今お配りしているような資料につきましてはすべて公開で、各、国、県、それから市町村役場におきましても閲覧ができるというふうになっておりますので、こういうこともご利用くださいということでございます。

以上で、進め方のご説明は終わらせていただきます。

それでは、大変長らくお待たせしましたけれども、整備計画の中身、素案について、ただいまよりご説明を申し上げます。本日は吉野川の下流域での意見を聴く会ということでございますので、特にこの地域に関係の深い旧吉野川あるいは今切川といった箇所を中心に、要点だけをご説明させていただきまして、吉野川本川とか少し上流のダムの部分につきましては、項目程度の紹介にさせていただきたいというふうに思います。その分、少しでもご質問とかご意見の時間を多くとりたいというふうに考えておりますので、何とぞご理解、ご協力をお願い申し上げます。

それでは、大体前半、後半と分かれておりまして、前半が少し長うございますけど、今から約40分程度でご説明していきたいと思います。スクリーンは3つ用意してございますので、お近くのスクリーンで、中身についてはごらんになっていただきたいと思います。

一番初めに、吉野川の河川整備計画の素案の構成ということで、ここに示してございます。5つの項目からなっております、1つ目が吉野川の概要、2つ目が現状と課題、3つ目が整備計画の目標に関すること、4つ目が河川整備計画の実施に関する部分、ここでか

なり詳しく書いているということでございます。それから最後に、今後に向けてということでございます。

今から説明を申し上げますが、お手元に分厚い素案、約105ページぐらいあります。これが文字の部分です。それから、その後に附図といいまして地図がついておりまして、そこにいろいろと詳しい堤防の位置とかやる内容についてかいてございますので、詳しいことをごらんになりたい方は、そちらの方を見ていただくということをお願いしたいと思います。

それでは、まず吉野川の概要から入ります。それで、今映りましたけれども、このパワーポイントの一番右上に素案と、今私が指している右上ですね、素案P1と書いていますが、これは私が今説明している中身が、お手元の分厚い素案の何ページのところを説明しているかというのを書いてございますので、私の説明は要点だけ申し上げますので、詳しい内容は素案の方をごらんになってください。

まず、概要でございます。吉野川、この赤で囲んだ区域に降った雨が吉野川の川に水が入ってくるということございまして、流域面積と呼んでおります。約3750km²ございまして、四国全域の約2割の面積を持っていると。それから、川の長さですけれども、河口からずっと早明浦ダムを通過して瓶ヶ森まで、194kmございます。

次に、気象でございますけれども、全体的に温暖な気候ということになっておりますけれども、非常に上流部、特に早明浦ダム上流部につきましては雨量が多うございまして、この青い部分、濃い部分です、年間雨量が3000mm以上ということございまして、全国平均が大体1700mmということでございますので、非常に上流部は雨が多いということでございます。

次に、現状と課題ということでございます。それで、この現状と課題につきましては、まず治水のこと、それから河川の利用とか環境のこと、この2つに分けてご説明を申し上げます。

まず治水でございますが、洪水の概要ということで、これまでの洪水を少しご紹介いたします。かなり昔の時代になりますけれども、慶応2年、1866年、いわゆる寅の水と呼ばれる洪水でございます。これは徳島市の国府町にあります蔵珠院の写真でございますけれども、周囲の畑から約3mぐらいの高さまで水が来ております。壁にもこういうふうにくっきりと跡が残っているという状況でございます。

それから、明治から大正ということでございますけれども、これは北島町の新喜来、豊

田家の家の写真でございますが、このときも死者が81名出るという洪水でございます、非常に大規模な洪水というふうになっています。

これは昭和に入ってから洪水でございますけれども、もう皆さんご経験されている方も多くあると思います。一番左上は昭和29年、中ほどが36年、49年、下に行きまして51年、それから一昨年の16年の23号台風でございます。23号台風につきましては、ご承知のように、戦後最大流量が観測されたということでございます。また、16年には4度の台風が来ているということでございます。

ここからは、今まで治水事業はどんなふうやってきたのかということについて、簡単にご説明したいと思います。吉野川の治水事業の沿革というふうに書いてございますけれども、まず第1期の改修工事、これは明治40年から始まっております。昭和2年ごろまでやっております。そのメニューがこの絵にあるわけでございますけれども、4つございます。

1つは、今私が指しております吉野川の今の本流、昔はこれは別宮川という川の名前です。昔の吉野川の本流は、今、こちらの旧吉野川と呼ばれる部分ですね。それで、この別宮川の方を開削いたしまして、吉野川の本流にしたと。同時に、旧吉野川の方、もとの吉野川は取り入れ口を今のところから約1100mぐらい上流に取り入れ口をつけて、そこに第十樋門をつくったということです。

それと、上流の方に行きまして、善入寺島というのがございます。これは川の中の大きな、今でも耕作地がいっぱいあるところでございますけれども、ここの買収をいたしまして、いわゆる下流に対しては遊水地化、いわゆるここで水を一たん、洪水の水をためて、下流には余り影響がないようにということで、全筆買収をいたしましたし、それからここに江川という川がございまして、その川の締め切りもこのときに同時にやってございます。

次に、第2期の改修工事ということでございます。昭和24年から開始しております。ちょうど昭和20年の枕崎台風を契機に、岩津より下流の、既にほとんど第1期工事でできておる堤防の、いわゆる補強とか補修とか、そういったものをやってきております。

それから、昭和40年に入りますと、岩津、池田とこの河口のちょうど中間地点のところ、河口から40kmぐらいのところですけども、そこから上流の改修に着手しております。当然、この地区につきましては堤防がございませんので、新しく堤防をつくっていったということでございます。それから、昭和40年には早明浦ダム建設が始まったということです。

それと、もう1点、3番目に書いてございますが、昭和37年から内水対策、いわゆる堤防

の、皆さんの家が建っている側に水がたまって浸水すると、こういう内水ですね、内水と呼んでおりますけれども、そういう被害を少なくしようということで、内水対策を開始しております。

それから、次に、これは旧吉野川の方の、この地域の整備の状況でございます。それで、旧吉野川の方はもともと藩政時代から築堤が始まっておりますけれども、大正時代までに、この茶色ですね、ちょっと色がわかりにくいかもしれませんが、茶色で示した部分の堤防が改修されております。そして、戦後は昭和21年の南海地震によります地盤沈下への対応ということで始まっております、これでいきますと、ちょっと真ん中の色のところ、これが戦後徳島県によりまして改修されております。その後、水資源開発公団、当時の公団によりまして、今切川の河口堰とか、あるいは50年には吉野川の河口堰といったものができました。それから、昭和51年には、いわゆる直轄といいまして国の管理になりました。それ以降整備したところが、この青い色で示した部分でございます。

次に、吉野川の堤防の整備状況がどうなっているのかというのを少しお話ししたいと思います。これは吉野川の本川の方でございますけれども、先ほど言いましたように、岩津というところがございます。それで、一番左の方が池田ですね。一番右が河口です。全川を見ますと、下の円グラフの一番下を見ていただきますと、大体平均で66.5%、3分の2ぐらいの区間で堤防があるということでございます。それで、岩津から上流と下流に分けています。第1期工事、それから第2期改修工事ということでございますが、岩津から下流につきましては、皆さんがおられる側ですね、これは97.5%、ほぼ概成をいたしております。それから、岩津から上流につきましては68%ぐらいですか、まだまだ少し堤防が残っているというところでございます。

それで、現状と課題ということでございますが、今の現状を少しお話ししますと、これは上流の方の東みよし町の三加茂のところでございます。この赤い線で示しているものは、堤防がまだございません。今後、堤防ができるという計画の線でございます。今、現状ではこういう堤防はございませんので、ちょうど一昨年の23号台風のときに、この青で今色をつけておりますけれども、この部分がすべて浸水しているということでございまして、浸水家屋42戸でございました。

それから、これは堤防が既にできている区間、特に下流部でございますけれども、においても問題がないわけではございませんで、特に堤防の、ここに書いてありますように漏水とかあるいは侵食といった問題がございます。漏水につきましては、この絵でご説明

いたしますと、洪水になりまして、こういうふうには川の水がかなりふえますと、堤防が土でございまして、堤防の中をこういうふうには川の水が圧力で浸透してまいります。それから、堤防の中だけではなくて、堤防の下の方からこういうふうには伝わってまいります。そして、皆さんが住んでいる家側の方に吹き出すという状況です。これをほうっておくと、だんだん広がってきて破堤と、堤防が決壊するということにつながるわけでございます。それと、あとはここに侵食というふうには書いています。これは川の流れている側ですね、水の流れている側の、こういう堤防の下の方が削られたり、そういった状況でございます。

それから、これは内水被害の対応ということで、内水のことを少し書いてございますが、通常は上の絵のように、本川の、いわゆる吉野川本川の例えば水が低うございますので、皆さんの家のある側に雨が降っても、こういうふうには水が流れるわけでございますけれども、どんどん本川の水が高くなってくると、皆さんが住んでいる側よりも高くなりますので、樋門のゲートなんかを閉めてしまいます。そうすると、皆さんが住んでいる側の水というのは外にはもう出ないということでございます。これを逆にあけてしまうと、本川の水がだっと入ってきて、余計被害が広がるということございまして、いたし方ないところがございましてけれども、こういった状況で、内水被害が今発生しているということでございます。

それから、次に大規模地震への対応ということで、今の状況と課題ということでございますが、特に東南海・南海地震というのが心配されております。排水機場というのがございまして、あとは河口部に樋門等もございまして。そういったところには、やはり地震による被害というのは想定されますので、耐震補強といったものが今後必要かと思われまして。また、河口部につきましては、台風の際には、高波とかあるいは波浪といったものがありますので、高潮対策というものも必要になってくるだろうと。

それから、防災の施設の対応ということで、今、排水ポンプ車なんかの派遣をやったりしておりますけれども、そういったものとか、それから水防活動に必要な資材、これは水防活動は非常に吉野川ではたくさんやられておりまして、その資材というのは重要でございます。そういう備蓄。それから防災ステーション、今、石井町にございましてけれども、そういう水防基地とか、そういったところですね。そういったものの関連整備が必要であるということでございます。

それから、今度は旧吉野川、この地域の堤防の整備の状況でございますけれども、本川に比べまして、まだ低うございます。ここにございまして、円グラフにございまして

ように、約30%といったところでございます。まだまだ堤防の整備がなされていないというのが現状でございます。

それで、同じように、大規模地震への対応ということで、今映りましたけれども、特に本川と違いまして、ここの特徴は、この絵にございますように、地震前は左の絵でございますけど、地震後になりますと右の絵になります。つまり、非常に地盤が弱いところでございます。緩い砂質土地盤ということでございますので、地震時には堤防の沈下ということが想定されております。平成7年に阪神淡路の地震がございましたけれども、それを契機に、そういうことがあったらいかんということで、中規模程度の地震に対しまして、耐震対策に着手いたしております。今、まだ40%程度の進捗率でございます。

それから、同じように防災関連施設の対応。これは本川の方と同じでございますので、省略させていただきます。

次に、維持管理、河川の管理という観点から少しお話をしたいと思います。まず、吉野川は国が管理している管理区間、これは約116kmございます。四国の中では当然一番でございます、一番長うございます。

川は、いろいろ洪水が来るわけでございますけれども、それによりまして川の中に土砂が堆積するとか、あるいは木が茂って洪水の流れを邪魔するといったことがございますし、それから局所的には水が流れて深掘れをすると、深く掘られるところがあると、そうすると、さっきの洗掘とかいうことですね、堤防に影響があり得るということでございます。

それから、こちらの方は川の中ということではなくて、川には堤防とか護岸といったものがあります。それから施設としましては、樋門とか排水機場といったものがございます。そういったところの管理ということで書いてございますけれども、現在こういう堤防とか護岸の管理をしている延長が156kmございます。そういったものにつきましては、自然現象、いわゆる雨とか台風が来ますと被害を受けていくわけでございますが、少し少し変形していったり、ひび割れが発生したり、当然そういう状況が出てまいります。

それと、施設の方でございますけれども、これも樋門とかの施設が、今、国が管理している区間で全部で86ございます。それから、排水機場が15カ所ございます。数としても非常に多いわけでございますけれども、そういったところがだんだん古くなってくると、老朽化しますと、故障の発生も出てくるということで、その辺の点検であるとかあるいは補修をやっているところでございます。

それから、少しソフトなお話になりますけれども、不法占用とか不法行為というの
もあれば、当然対応していかなければいけないということと、それから下の方にございま
すように、最近、この写真にもございますが、大型ごみの不法投棄がふえております。こ
れは河川環境の悪化ということもございまして、当然こういうものがあれば我々が処理す
るということもございまして、非常に処理費用がかかってまいります。こういう面でも
コストが非常にかかってきております。

次に、ダム管理ということで出ましたけれども、これは早明浦ダムが非常に洪水調節
を多くやるということでございまして、今まで81回の洪水調節をやっております。これは
去年9月の14号台風の状況でございます。左、湯水でダムが空っぽでした。そのときにち
ょうど台風が来たものですから、左の状況でダムの水がなかったわけですが、洪水
が来た後、右の写真のように満杯になりまして、ダムの貯水位が約58m上がったとい
うことございまして、それだけためたわけでございますので、下流の池田地点では川の水位
が約2.7mほど下がったということでございます。

それから、これは上が早明浦ダムです。下が池田ダム。何を言いたいかといいますと、
いわゆる計画を超える規模の洪水が何度も発生しているということでございます。

これは堆砂の状況ということで、ダムですね、下の図を見てもらいますと、左が早明
浦、右が柳瀬でございますけれども、青い線に対して、青が計画の線ですね、それから赤
が実際にたまっている量でございます。右の柳瀬の方へいきますと、計画の約1.7倍ぐら
いの土砂が既にダムの中にたまっているということでございます。

それから、これは危機管理ということで、いろんな情報を皆さんにお知らせしていま
すということでございます。

それから、河川の適正な利用、環境の問題でございますけれども、御存じのように、
吉野川の水は四国4県に分水されております。香川県の方に香川用水、それから愛媛県は
銅山川より行っておりますし、高知県は上流域の方から分水をされています。もう少し詳
しく見ますと、こういうふうに各上流のダム、富郷ダム、柳瀬ダム、新宮ダム、それから
早明浦ダムというダムがございまして、こういったダムでためた水、年間で約17億
m³ぐらいございます。その17億m³の水をそれぞれ、右下の円グラフがございまして、
徳島県の方に約7割、あと愛媛県が15%、香川県が14%、それから高知県が2%とい
った割合で分水がされております。

これは下流の吉野川の流況と書いてございまして、いわゆるどれぐらいの水がどんな

状況で流れているのかというグラフでございます。ちょっと余り見なれないグラフでございますが、ここで言いたいのは、下の絵でございますが、早明浦ダムがある場合が赤の線、ない場合が緑の線で示してございます。早明浦ダムがなければ緑の線みたいになるんですけども、特に水が少ない時期は、早明浦ダムからためた水を流してあげて、下流の水の確保をしているのがわかるということです。豊水、平水とか書いていますけれども、ちょっと水が少ない時期の流況ということでございます。

次に、吉野川水系の渇水の状況を少し見てみたいと思います。早明浦ダムはこれまで完成してから31年間たっております。その中で、ここのグラフにありますように、ちょっと赤っぽい色の棒グラフですけれども、21回取水の制限をやっております。それから、同じように銅山川水系、青の方でございます。富郷ダムとか柳瀬ダムとかある方ですね、これが18回やってございます。こういうふうに、渇水につきましても、非常に毎年のように調整をやっていっていると。平成6年とか、去年ですね、平成17年の渇水時にはダムが空っぽになって、かなりニュースでも見られたと思いますけれども、吉野川水系水利用連絡協議会というのがございまして、そこでいろいろ調整をいたしました結果、発電用の水を緊急的に放流して飲み水などに使ったという一例でございます。

それから、これはもう少しそれをわかりやすく見た、去年の17年度の事例でございますが、これは上流の池田ダム地点での流況といえますか、水の流れの量を示したグラフでございます。この青っぽい色が早明浦ダムがない場合の通常の水の量でございます。それで、早明浦ダムから、ちょっとこの緑っぽい色の部分ですね、これをためた水を補給、下流に流したために、下流は非常に多くの水が流れてきているということでございまして、一番少ないときを見ますと、赤い矢印がございまして、これは $20\text{m}^3/\text{s}$ ぐらいしかないんですが、早明浦ダムがあつたら $40\text{m}^3/\text{s}$ ぐらい余分に流しまして、下流の池田地点では $60\text{m}^3/\text{s}$ 近くの水が確保されているという絵でございます。

次に水質でございます。水質につきましては、いろいろ区域で類型が分かれておまして、例えば本川では山城町の大川橋から上流はA A類型ということになっております。それから、河口までがA類型。ここ、旧吉野川では、河口堰から上流がA類型、それから下流はB類型というふうに環境基準が分かれているわけでございますけれども、いずれにしても、ここの右下のグラフにございまして、棒グラフの部分が各地点ではかった結果でございまして、青の線、階段状の線が基準値でございます。いずれも基準値を満足できているという状況にはなっております。

それから、これは銅山川の影井堰で水が流れていない区間がございますので、水を放流して、試験的に環境改善をやっていくという事例でございます。

それから、これは早明浦ダムの濁水の問題。早明浦ダムは、御存じの方もおると思いますがけれども、洪水が来たり濁水があつたりしますと、非常にダムから濁った水が下流に長い期間流れるという問題もございます。

それから次に、これが動植物の生息・生育ということで、まず吉野川本川、上流域でございます。上流域につきましては、ちょうどこの左上に示した区域、大体池田から上流の方を今言っておりますけれども、ここにつきましては、御存じのように大歩危小歩危があつて、山地渓谷ということでございまして、そこにはヤマセミ、それから川の中にはアマゴ類の魚類がいるということでございます。それから、これは中流域でございます。中流域につきましては、右上の写真にございますように、瀬、淵、広いレキ河原が広がっております。瀬、淵はアユの良好な産卵場になっていると、あるいはレキ河原の方はコアジサシといった鳥類などの繁殖地にもなっているということでございます。

これは、そうは言いながら、いろいろ外来種があつて困っているという課題でございます。その外来種の分布状況を今、ここに示してございます。

それから、次に下流域でございます。下流域につきましては、皆さん当然御存じのように、汽水域の環境になっておりまして、河口には干潟があるということでございます。その干潟にはシオマネキ等の底生動物、それから東南アジアから渡ってくるシギ・チドリ重要な中継地になっているということでございます。

次に、旧吉野川の方でございますが、旧吉野川の方につきましては、河口堰で仕切られているという部分がございますので、河口堰よりも上流につきましては、この右の上の写真にございますように、ワンドとかよどみ、ワンドというのは少し入り組んで水がたまっているような状態のこと、これをワンドといいますけれども、そういうワンドやよどみなどがたくさんあると。そして、このようにタナゴ類などの魚類、それからマガモなんかがありまして越冬しているということでございます。課題といたしまして、ホテイアオイがたくさんふえて困っていると、過去にも例がございました。それから、右のオオクチバス、外来種も存在しているということで、在来種への影響が懸念されているところでございます。

これは河川景観、ここから河川景観に入りますけれども、これは本川の方でございますので、次、旧吉野川の方に行つていただいて。旧吉野川の方でございますけれども、特

に景観につきましては、第十樋門から今切川の分かれ道のところまで、これにつきましては非常にこのように自然度の高い河川景観ですね。先ほどのワンドとかよどみとかといった、こういった景観。逆に、今切川とかあるいは両河口堰までのところにつきましては、非常に市街化が進んでおりまして、沿川には住宅地あるいは工場が点在しております。特に、河口堰の下流につきましては、写真にございますように、大部分がコンクリート護岸と、特殊な堤防で施工されておりまして、非常に単調で人工的な景観ということになってございます。

それから、川の空間の利用ということでございます。これは吉野川で、次が旧吉野川ですね。旧吉野川につきましては、ここにございますように、左の絵にございますように、釣りとかボートとか、そういう練習に使われている。あるいは高水敷につきましては、散策や野外活動なんかに利用されているということでございます。

ここからは河川整備計画の目標ということで、簡単にご紹介しておきます。詳しいことは後半の第4章の方の実施でお話ししますので、ここでは項目だけという程度でご説明をさせていただきます。大きくは、基本理念が1つございます。次に対象区間、対象期間。それから洪水、高潮と書いてございます。これはいわゆる治水に関する目標でございます。最後に、利用とか環境に関する目標と、この5つの項目からなっております。

まず、基本理念ということで書いてございます。3つほどございます。1つは安全、安心できる吉野川。これは治水とかいった面。それから2つ目、河川本来の自然環境を有する吉野川の再生ということでございます。それから3つ目が、地域の自然・景観、それから社会環境に調和した個性のある吉野川をつくるということの3つを理念として考えてございます。

具体的には、その対象区間でございますけれども、ここにございますように、我々国がつくる計画ということで、河口から管理している池田あたりまでの河川、それとここ、旧吉野川とか今切川でございます。あとは上流の方、池田から上流につきましては、この各ダムですね、早明浦とか富郷、そういった区間のみの対象になってございます。

それから、対象期間でございますけれども、対象期間につきましては、今後おおむね30年間ということでございまして、今後30年間にやっていく中身について書いてございます。

ここからは、まず吉野川本川の方でございまして、少し割愛させていただきます。旧吉野川の方を説明したいと思います。はい、ここですね。旧吉野川の方の、その前をお

願います。旧吉野川の方につきましては、ここにございますように、まず洪水に対する取り組みということでございまして、ここにも書いてございますように、戦後最大規模の、昭和50年8月の台風6号と同規模の洪水に対して川の整備をやっていこうということでございまして、具体的には基準地点が大寺というところがございましてけれども、この大寺におきまして約1000m³/sの水が流れる量に対して、河道の整備、川の整備をしていこうということでございます。

それで、地震対応について書いてございまして、地震対応につきましては、特に下流部における堤防の促進ということと、それから堤防の耐震対策というものを実施して、壊滅的な浸水被害を防止したいと思っております。これは中規模地震ということに考えております。それから、もう一つは大規模地震、東南海・南海地震につきましては、同じように下流部に位置します樋門あるいは河口堰の耐震対策を進めるということでございましてけれども、堤防の耐震対策につきましても、必要な検討あるいは関係機関との調整を行って進めていきたいというふうに考えております。

次に、利用とかあるいは環境の面でございますけれども、この面につきましては、基本的には水利用の適正化、合理化につきましては、関係機関との調整を図りながらやっていきたいという話と、先ほどから出てまいります湧水につきましても、被害を最小限に抑えるための方策といったものをもっていきたいというふうに考えております。

それから、これは吉野川の本川の方でございますので割愛させていただきまして、これが旧吉野川ですね。旧吉野川の方の動植物とか景観とか水質といった面でございますが、これも水域あるいは水際環境の保全・再生に努めていきたいという話。それから、河川の景観につきましては、自然度の高い河川景観。水質については、今余り水質的には問題になっておりませんが、良好な水質の維持に努めてまいりたいということでございます。

それから、これが河川空間の利用に関する部分でございますけれども、やはり河川空間はいろいろ使われておりますので、環境学習の場の確保に努めていきたいということ、それから人と自然との交流の促進にも努めてまいりたいと。これは本当に全体の概要でございますけれども、一応目標としてご紹介をさせていただきました。

以上が、長くなりましたけれども、前半部分の説明でございます。

ファシリテータ

どうもありがとうございました。

これで説明の前半が終わったわけですが、ここから10分ほど休憩を挟みたいと思います。あちら、後ろの時計が今、3時2分ぐらいですので、3時10分から後半の説明をお願いするということで、10分弱、休憩といたします。それから、飲み物は出口の左手にご用意しておりますので、よろしかったらそちらの方もご利用ください。なお、喫煙される方は1階下がって、6階の方に喫煙所がありますので、そちらの方でお願いいたします。

〔午後 3時 3分 休憩〕

〔午後 3時10分 休憩〕

ファシリテータ

それでは、3時10分になりましたので再開したいと思います。議事(3)河川整備計画素案の「河川整備の実施に関する事項」と「今後に向けて」の説明をお願いいたします。

河川管理者

それでは、引き続きまして4章の方、河川工事の整備の実施に関する事項ということで、ご説明をさせていただきます。

まず、河川工事の実施に関しましては、大きく2つ、河川工事の目的、河川工事に関する部分と、それから河川の維持に関する部分と2つに分けて書かれています。

ここには、まず吉野川の本川の方の話が出ておりますけれども、まず洪水とか高潮、いわゆる治水に関する部分についてご説明をしていきたいと思います。これは、いろいろ本川の方の堤防、今現在の堤防とか地盤が低い箇所をずっと示してございます。これは本川の方で、かなり上流部の方で堤防を整備するときに、非常に山が迫って狭い部分については、こういうふうに右の絵のように家の周りを堤防で囲むという、いわゆる輪中堤と呼ばれるやり方、あるいは少ない宅地ですと宅地自体をかさ上げしてしまうというやり方、こういったやり方もありますということでございます。これは、吉野川本川の方の堤防を行うところということで図に示しておりまして、特に下の絵、上流の方がまだまだできていないというところで、よくわかるかと思います。

それから、これは堤防をつくってもなお水の流れる断面積が足りないといった部分につきましては、川の中にある樹木であるとか、あるいは川自体を掘削するというところでございます。これは掘削の方、これは旧吉野川の方でも出てまいりますので、後でご説明申し上げます。

それから、先ほどご説明しました堤防の漏水ですね。漏水に対しても下の絵のような形で対策をやるということでございまして、上の絵には、ちょっと赤で示した部分で堤防

の漏水対策を今後やっていくということでございます。これは、同じように侵食、削られる、堤防のこういった川の面が削られた場合の侵食の対策のところでございます。

それから、これは内水対策でございますが、内水対策については共通でございますので少しご説明をしておきたいと思えます。内水地区は、この絵に示しますように、現状では全体で本川とか見ますと35の内水地区というのがございます。今後はどういようにしていくかということでございますけれども、非常に多くございますので、家屋等の浸水被害が著しい箇所、緊急性の要する箇所から、排水機場の新設とかあるいは増設といったものを考えてまいりたいと思えます。それと同時に、そういうハード対策だけではなくて、内水被害の軽減ということでございますので、ハザードマップというのを皆さん御存じかどうかわかりませんが、昨年5月に水防法が改正されまして、各市町村はハザードマップをつくって公表してくださいということになっております。これは、皆さんが住んでいるところの、もし水が来たときに浸水する区域とか浸水する深さとか、あるいは避難経路とか避難場所とか、そういったものをかいた図面でございますけれども、そういったものをつくって公表しなさいと、皆さんにお知らせしなさいということになっておりまして、そういうことの取り組みも同時にやっていかなければいけないということで、これは自治体と連携しながらやっていこうというふうに考えてございます。

それから、これは本川の方の地震対策ということですね。

これは本川の方にございますけれども防災ステーション、今、石井に防災ステーションというのがございますけれども、これはそういったものも、次の、ここにございます石井の防災ステーション。あと1カ所、上流の方に西村中鳥というところがあるんですけども、そこにもう1カ所つくっていこうという予定がございまして。それから、これも本川の方の対策でございます。

ここからが、旧吉野川の方でございます。少し時間をとって説明させていただきますと、まず同じように堤防の整備ということでございます。ここに図面2つを示してございますけれども、上の方が旧吉野川の左岸、下の方が右岸ということでございまして、左岸・右岸は、河口の方に向いていただきまして左手側が左岸、右手側が右岸ということでございまして。この絵は、先ほど少し言いましたけれども、現在の堤防高とかあるいは地盤の高さが、計画されている洪水の高さといえますか水位よりも低いところを示してございます。特に赤いところ、中喜来とか新喜来とかのところを示しておりますが、そういう見方をしていただいたらよろしいかと思えます。次、これは同じように今切川の方でござ

いまして、加賀須野とか百石須とか応神地区とかそういうところがわかります。

それをまとめると、こういうふうになりまして、今ちょうど旧吉野川と今切川の図面を示してございますけれども、左岸地区は全部で6カ所、8.9kmの堤防整備をやろうと、それから右岸につきましては全部で6地区、11.4km、あわせて20km余りの堤防整備、これは洪水に対する堤防整備でございますが、それをやっていこうというふうに考えてございます。

それから、河道の掘削でございます。これは先ほど本川のところでも少し申し上げましたように、堤防をつくっても水の流れる断面積が足りないところについては、どうしても川の掘削をやっていかなければいけないというところがございます、ここにございませうように全部で6カ所でございます。全体で4.2kmでございます。そういったところの川の掘削をやっていきたいと思えます。特に下流部につきましては流下断面が不足するというところでやりますし、上流部につきましては御存じのようにまだ堤防がないというところがございますが、そういう堤防がないところに対して河道の掘削で対応していきたいというところでございます。

それから、これは橋梁等の許可工作物の改築ということでございまして、まだまだ古い橋もございまして、橋梁の橋脚の間隔であるとか、あるいは橋の高さ自体が不足しているということがございまして、工事のときに支障になると、よく最近ニュースでも見られると思えますが、流れてきた流木とかがひっかかって、その地点で非常に大きい浸水が発生してしまうと、そういったことも懸念されるわけでございます。

次に、地震対策といったことでございますけれども、地震対策につきましては、ここにありますように中規模地震、これは阪神淡路を受けてということでございまして、それからあと大規模地震の対策と、大きくは2つに分けて考えてございます。中規模地震の上の方でございますけれども、これにつきましては、そういう地震とかあるいは津波の影響が比較的大きい下流部の方の築堤を実施していきたいというふうに考えております。それと、この左の図にございませうように耐震対策ということで、先ほどご説明しましたように非常に地盤が弱いということでございませうので、揺れても横にそういうふうに地盤が、土が逃げないように、こういう矢板等を打って対策をしていきたいというふうに考えてございます。

それから、これは防災関連施設、先ほど本川の方も出てまいりましたけれども、防災関連施設につきましては、水防拠点の整備であるとか水防作業をするためのヤード、作業

場ですね、それからそういう水防資機材の備蓄であるとか水防倉庫と、そういったものは当然必要になってきますし、それから側帯というふうに書いています。これもいわゆる水防活動をするときには、非常にたくさんの土砂が必要でございます。そういった土砂は、いざというときにどこかに備えてなければ緊急のときにはなかなかとってこれないということで、堤防の近くに土を盛って置いておくと、それを側帯というふうに呼んでいますけれども、そういったものの整備。それから一番下、3番ですけれども、水防活動とかあるいは避難誘導ということについても考えていかなければいけないということで、その辺の水門情報、水位とか雨の情報、それからカメラ、それから光ファイバーで早くデータを送るといった、そういう整備もやっていきたいというふうに考えてございます。

それから、これは少し本川の方の話になりますけれども、先ほど外来植物がよく茂っていると、そこに住んでいる動植物に影響があるのではないかというようなお話をさせていただきましたが、これはその対策について少し書いたものでございます。シナダレスズメガヤというカヤが川の中にいっぱい、この小さい方ですけれども、茂っておりまして、一番上の絵のように生えています。その横にヤナギの木なんかがよく生えておりまして、これが守るような形で繁殖をしております。対策としましては、そのヤナギの木を伐採してやりますとシナダレスズメガヤだけになるわけですが、その後、洪水が発生しますと川の底が攪乱されて、邪魔するものがないので一緒に流されていくと、とられてしまうと、最後にきれいなれき河原になっていくと、こんなふうな対策の方法を少し考えてございます。

これはヤナギの対策ですね。ヤナギがあると、水際がこういうふう非常に切り立ってきて直立化していくと、なだらかな水際がなくなってくるということで、特に下流部のあたりはかなりヤナギが繁茂してございます。

それから、河道内の樹木、これ以外にもたくさんございますけれども、その辺をどうするんだという話がございまして、これにつきましては、ここにいろいろ書いてはございますけれども、特に個別の箇所ごとにやはり検討していかなければいけないというふうに考えております。それぞれ、その地点、地点によりまして、治水とか環境とかあるいは風土の面といった関係から条件が違ってまいりますので、その辺を考えた上で個別に目標を定めて、そしてそこをどんなふうにして管理していったらいいかといった部分について、今後決めていきたいというふうに考えてございます。

それから、河川空間の件ですけれども、河川空間につきましては、これは吉野川の本

川の方でございまして、美馬市の子どもの水辺、四国三郎の郷のところでございます。ここは今水辺の楽校プロジェクトということで、河川利用の推進と体験活動ができるような場として整備を進めてございます。同じように、旧吉野川もまだ今からでございますけれども、北島町に水辺プラザということで、今絵に示しておりますような親水護岸の整備であるとかそういったものを、百石須地区において今後整備していきたいというふうに考えてございます。

それから、これはダムのお話でございますので、ちょっと割愛させていただきます。

次に、河川の維持管理といった点でございます。まず一番初めに河川の、これは河道と書いてございますけれども、いわゆる川の中のことでございます。川の中の管理につきましては、河川の巡視をしたり、あるいは測量をしたりということで、土砂の堆積の状況であるとか、あるいは川の底が上がる下がるといったものは、常日ごろから状況の把握に努めているところでございます。そういったことを、状況を監視しながら、川の整正であるとか樹木の伐採を行いながら、洪水とかあるいはふだんの水の流れるところを安定化させるといった面に対応していきたいというふうに思っております。

また、2番目に堤防・護岸の話がございます。堤防・護岸につきましても常日ごろから河川巡視をやりまして、点検等もやっております。それから、洪水時にも当然特別の巡視をやっておりまして、漏水の状況とか被災状況を常に把握しております。そういったことをやっておりまして、洪水後には、水が引いた後には必要に応じて補修等もやっていくということでございます。

それから、施設の維持管理。これは、先ほども言いましたように樋門とか排水機場という施設でございますけれども、これにつきましても巡視等でも見ておりますし、それから樋門の操作員の方にも点検をやってもらっています。それから、あと専門の方にも定期の点検をお願いいたしまして点検をやっております。当然のことでございますけれども、不具合とか故障とかあった場合には、速やかに必要な対策、補修をやっていきたいというふうに考えてございます。

それから、ちょっとソフトな面でございますけれども、許認可事務。吉野川にはたくさん許可工作物件がございます。全体で6700件ぐらいの許可がございますけれども、そういった部分につきましても当然、許認可については河川法、それから砂利採取も行われておりまして、砂利採取につきましても砂利採取法に基づき、適正に管理を行っていきたいというふうに考えてございます。

それから、河川美化の面でございますけれども、河川美化につきましては河川愛護モニターの方々と連携をとりながら、あるいは地元の方々と一緒になって河川の清掃といったものもお手伝いしていただいております、今後ともそういうふうな形で努めていきたいというふうに思っております。

それから、水防資機材の確保という件につきましては先ほどと同様でございます。

これは、上流のダム維持管理ということで、たくさんたまった堆砂を除去しているところでございます。これは、洪水のときにたくさんの流木がダムに流れてくるわけでございますけれども、それを単に処分するのではなくて、こういうふうに回収してチップ化して、最後は土壌改良材といったものにリサイクルして使っている事例でございます。

それから、これは危機管理体制の整備ということでございます。危機管理体制につきましては幾つか項目がございます、まず一番皆さんが欲しいのは河川の情報とかそういった部分ではないかと思えます。そういう部分につきましては、洪水時だけではなくて、水質事故があったときとか、あるいは地震といったときには迅速かつ的確に情報を収集して、県を通じまして各市町村の方にもお知らせをしております。今後もしていきます。それから、一般住民の方々には報道機関であるとか、あるいはインターネット等を通じても情報提供に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

それから、地震とか洪水の対応につきましては、特に不測の事態が発生した場合には応急復旧とか、あるいは災害対策用の機械を派遣しまして、被害の防止であるとか軽減に努めたいというふうに考えております。

それから、先ほどから出ておりますハザードマップの促進にも努めてまいりたいと。

それから、水防団との連携というのは、先ほどから言いましたように、非常に水防活動が盛んに行われておまして、水防団とは重要水防箇所と一緒に巡視していたり、あるいは水防訓練をやったりという、その体制の強化とか情報の共有化なんかも常日ごろから図っておきたいというふうに考えてございます。

次に、水害の防止体制の構築ということでございます。我々管理者とか水防団とかだけではなくて、ここにございますように、やはり住民の方々と一緒になって水害防止体制をとらなければなかなか被害が少なくなるということで、自助、共助、公助ということがよく言われてございますけれども、被害をできるだけ軽減するために、そういう体制の一層の強化を図っていきたいというふうに考えております。

それと、下の方は水質事故、ちょっと先ほどご説明がありましたが、こういうふうに、

ここの絵にありますように例えば船が沈んで油が漏れたとかいったもの、あるいは何か農薬が流れてきたとか、いろいろ水質に関する事故がございますが、そういった水質事故につきましても、日ごろから訓練をやるとかといったことも今現在もやっておりますけれども、今後とも体制の充実に努めたいというふうに考えてございます。

それから、これは災害復旧でございます。去年、おととしと災害が来たわけでございますけれども、特に破堤等、大規模な災害が発生した場合には、被害の拡大を抑制するために緊急的な対策、体制もとりたいというふうに考えてございます。

次に、河川の利用とか流水の正常な機能、水の利用といった面でございます。これは、まず河川の水量、水質といったものにつきましては、常時我々も監視をしているわけでございますけれども、特にいろいろ下流では利水者、いわゆる飲み水、上水、それから工業用水、それから農業用水と、いろいろ水を利用されている方はおりますけれども、そういった利水者に対しまして、きちっとやはりどれぐらいの水をとられているのかというのを我々は管理していかなければいけないという意味で、流量計とか水位計そういったものをきちっとつけていただくような指導をしていきたいということでございます。

それから、湧水への対応ということで、先ほどから出ておりますが、吉野川水系水利用連絡協議会、湧水の時期になりますと何度も何度も皆さんニュース等で見られていると思います。そういったものも引き続き円滑な調整を実施していきたいということと、やはり皆様に対しましては、我々としましても節水を呼びかけますので、ぜひご協力をお願いしたいということです。それから、今後は、一番下にございますように、既存水資源開発施設の有効利用という少し難しい書き方でございますけれども、いわゆる上流にダムがございますので、今あるダムをうまく使って、何とか湧水対応に工夫がないかといったものについても検討していきたいというふうに考えてございます。

それから、これは水質の保全でございます。水質の保全につきましては、先ほど今のところそんなに悪いところはないというお話をしました。引き続きこういった観測をやっていって、監視を行っていきたくております。また、吉野川には吉野川水系の水質汚濁防止連絡協議会というものもございまして、そういったところを通じまして情報を交換したり、あるいは住民の方々と一緒になって水質の維持に取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

これは早明浦ダムの、同じように先ほどの堆砂除去のことでございます。

ここからは、河川環境の保全ということでございますが、これは吉野川の本川の方で

ございますので少し割愛させていただきます。これも魚道のところでございます。これは河口干潟ですね。河口干潟につきましては皆さん御存じのとおりでございます、こういう動植物、鳥というのがおりますので、良好な干潟環境の保全に今後とも引き続き努めていきたいというふうに考えてございます。

旧吉野川の方でございますけれども、これはまず旧吉野川と今切川の湛水区間の部分につきましては、ここにありますようにワンドとかよどみが魚類あるいは沈水植物などの良好な生育環境になっておりますので、河川工事の際にはこれらの保全に努めていきたいと、気をつけて施工していきたいというふうに考えております。特に川の掘削が必要な箇所につきましては、治水との整合も当然ございますので、そういった整合を図りながら、ヨシとかクロモとかといったものがございまして、水際植生の保全にも努めていきたいというふうに考えてございます。これは第十樋門のところの魚道でございますが、この魚道につきましても連続性ということを念頭に置きまして、そういったものの確保に努めていきたいというふうに考えてございます。

ここからは、河川景観の話でございますが、これは吉野川の本川の方でございます、次が旧吉野川の方でございます。旧吉野川につきましては、今切川の方も同様でございますけれども、特に堰の下流というのは、先ほどご紹介しましたようにコンクリート護岸が続く、非常に単調な景観になっているといったところもございまして、今後は多自然型工法、こういった景観に配慮したといいますか、そういった自然度の高い工法をもって工事をやっていきたいというふうに考えてございます。

次に、河川空間の利用といった面でございます。ここは吉野川本川と、一番下、旧吉野川というふうにご覧いただけます。旧吉野川、今切川につきましては市街化が進行する地区ということで、非常に利用が多いということでございまして、身近な水辺のオープンスペースとなるように今後とも管理をしていきたいというふうに考えてございます。

それから、川に親しむ取り組みということでございます。2つほど絵を出しましたけれども、子供さんたち、水生生物調査をよくやられております。子供たちの環境教育の場にも積極的に支援をしていきたいというふうに思います。また、ボランティアによる清掃活動などもやっていただいております、これらにつきましても一緒になって連携して河川愛護活動に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

5章、今後に向けてということでございます。ここでは4点ほど挙げております。

1つ目が情報の発信と共有ということでございます。我々が今やっていること、先ほど

から情報というのは非常に大切ということで申し上げておりますけれども、今後とも公開講座であるとかホームページとか広報誌、そういったものを活用していただきまして、住民の皆様方と情報の共有化を図っていきたいというふうに考えてございます。

それから2つ目、これも住民の方々とか関係機関との連携ということでございますけれども、やはり洪水の被害を少しでも少なくしていくといった、あるいは河川環境を少しでもよくしていくといった面につきましては、皆さんと一緒にやることが大切だと思っております、それぞれのやはり役割があるのではないかと思います。そこら辺を認識いたしまして、より一層連携、協働した取り組みを今後ともやっていきたいというふうに考えてございます。

それから3つ目、IT（情報技術）の活用ということでございまして、これはどういうことかと申し上げますと、災害被害が発生しますとなかなか情報がすぐにはつかめないというのが現状でございます。何とかして自治体、河川管理者と一緒に協力して、被害の状況をリアルタイムで収集したり、あるいは共有する体制といったものも、今後調査研究を進めていきたいというふうに考えております。

それから4つ目、河川整備の調査研究ということでございまして、今もそうでございますけれども、管理上の課題というのはいろいろございます。そういったものは当然解決していかなければいけませんし、それから河川管理にかかわる新しい技術の開発といったものも今後必要だというふうに考えております。我々が今まで持っておりますいろんなデータとか情報、そういったものを活用いたしまして調査研究を進めていきたいというふうに考えてございます。

以上で、素案の中身については、簡単でございますけれどもご説明を終わらせていただきます。

ファシリテータ

はい、どうもありがとうございました。以上、素案を説明していただいたのですけれども、今回この会場では第1回目なんですけれども、これに先立ちまして、6月27日に吉野川学識者会議が開かれていますし、7月8日、9日と美馬、高知県の土佐町で流域住民の意見を聴く会が開かれております。その後、7月11日に中流域で市町村長の意見を聴く会というのが開かれておりまして、その概要を少しご報告いただけるということですので、よろしく願いいたします。

河川管理者

それでは、これまで開かれてきました会の全部というわけにはいきませんが、こういう意見があったということでご説明をしたいと思います。

まず、ここに出しましたのが6月27日学識者会議での意見でございます。このような意見につきましては素案への反映というのが必要だと私どもは思っておりまして、今の考え方も含めましてご紹介をさせていただきます。

まず、1番上でございます。これにつきましては、素案の中に、一番初めの方ですね、流域及び河川の概要といったところがございまして、そこに森林の現状と課題といったものをもう少し書いたらどうですかということでございます。これにつきましては、我々河川管理者といたしましても森林の機能というのは重要というふうに考えております。したがって、そこら辺の記載につきましては充実して書いていきたいというふうに思っております。ただ、森林につきましては、我々河川整備計画というのは、先ほどご説明しましたように、我々が管理している区間について基本的に何をするかといったところを書くということをご説明しております。したがって、書ける内容には限界がございますので、それ以外につきましては、できない部分につきましては関係機関に働きかけをして、いろいろお願いをしていきたいというふうに考えてございます。

それから2つ目でございますが、これは旧吉野川、こちらの方の側でございます。先ほどからご説明しましたように、南海地震が来ますと液状化で地盤沈下もあるということをご説明しましたけれども、これにつきましては地盤沈下した後、洪水が来るとか津波が来るとかといったことも当然考えられるわけございまして、これに対しまして洪水による被災のリスク、そういったものは我々としても把握していきたいと思いますが、同時に自治体の方々とか、あるいは住民の方々とか協力いたしまして、万が一そういった状況になった場合の被害の軽減方策につきましては推進していくということで考えておりますので、これにつきましても整備計画の中に追加して書きたいというふうに考えてございます。

それから3つ目、河川環境に関してはやるべきことを明確にということございまして、これも河川環境の面から指摘がございました。堤防とかそういった物理的に目に見えるものは、例えば先ほど言いました、堤防を何km整備やりますと言って数字で示すことができるわけでございますけれども、ご承知のように河川環境の目標設定につきましては、治水のように明確で具体的に目標を設定するということが現実的にはなかなか難しゅうございます。したがって、今後学識者会議の中でも後またご意見も伺うということになっておりますので、ぜひ具体的な河川環境の目標につきましてはご意見をいただきながら、

できる限り素案の内容に反映していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、住民の方々に聴く会ということでございます。これは、7月8日に美馬会場での主なご意見でございます。ここからは少しご意見だけご紹介させていただきます。一番上は、三加茂町の今工事をやっているところの方でございますが、本川だけではなくて、やはり本川と支川、いわゆる県の管理区間というのは当然つながっておりまして、その堤防処理をやるわけでございますけれども、堤防整備と同時に内水対策も一緒にやってほしいと、内水被害が少なくなるような方法を考えてほしいというご意見でございます。

それから2つ目、これも同じ地区の違う方でございますけれども、これから堤防ができるところには非常に歴史的な景観が残っているところがあると、ちょうどそこに今堤防の計画線が入っておりまして、ぜひそういうものも残したいので、堤防の法線とっておりますけれども、つくる位置ですね、それを幾つか何かそういうことも考慮して考えてもらえないかといった意見でございます。

それから、一番下は、先ほど少し説明しましたが多自然型工法で堤防をやっていきますという話の中で、今まで河川工事でもそういうことをやってきているけれども、必ずしもうまくいってない部分もあるのではないかと、これは我々も実は試験的に、ここ10数年間、5年間ぐらいですか、やってまいりまして、すべてがうまくいっているとは思っておりませんが、今まで実績ができましたので、今後ともそういった面につきましてはうまい方法を考えていきたいと思いますが、ここのご要望は、そういったつくるときには専門家とかあるいは地元の住民の方の意見も聞いてほしいといったことでございます。

次に、7月9日に高知県会場、土佐町でもやりました。これは上流域ということになるわけでございますが、ここでは2つでございます。上流の県管理区間についても浸水被害がたびたび発生しているということでございまして、今、当然直轄管理区間というのは、池田から上流はダムの区間だけでございますので、そういうふうに指定区間、いわゆる県の管理区間になっているところについては堤防の整備など何も示されていない状態なので、ぜひ直轄化いわゆる国で管理してもらえないかというご意見でございます。

それから下、ダムの洪水調節機能の云々と書いてございますけれども、これはダムから放流された水によって下流に被害が起きているということで、そこら辺、ダムの機能を、もう少し洪水調節の機能をアップしてくれないとか、放流の仕方をこうしてくれないとか、そういったご意見でございました。

次に、市町村長からの意見ということで、これは中流域で7月11日に聞きました意見でございます。3つほど挙げてございますけれども、まずこれは中流域でございますので、どっちかというとな無堤地区、長い間待ってきたと、やはり浸水も非常に多いので早く無堤地区の解消をお願いしたいと。

それから、2つ目。これは川の利用の面からのご意見でございます、やはり中流、上流域というのは下流に比べて非常に空間が少ないと、だけど少ないがゆえに整備をしていただいで利用できるようにしてほしいと、下流ばかりではなくて上流にもつくってほしいと、こういうご意見。それから、川は観光資源という要素もございますので、船だまりとか親水施設の整備もお願いしたいということでございます。

それから、一番下は、5年から10年の間で実施する計画が知りたいと。これは、今、整備計画の中身が30年間ということで書いてございます。ただ、30年間と言われてもよくわからないので、もう少し近々の、どこをやっていくんだということを教えていただいたらいいということでご意見が出ました。

それから、これはきのう、22日に吉野川市におきまして行いましたけれども、3つほどですね。これも同じように、無堤地区の築堤を早くやってもらいたいという話が幾つも出ました。それから、内水対策につきましては、内水被害軽減に向けて排水機場、35カ所の内水地区があるというふうにご説明しましたけれども、それぞれの地区でやはりそういう取り組みを早くお願いしたいということ。それから最後に、これは利水の面です。農業用水を川から水をとっておりますけれども、最近非常に水の水位が低くなってとりにくくなったと、取り入れ口の周りに土砂がたまったり、あるいは木が茂っていると、そういったものについても対策をお願いしたいというようなご意見がございました。

以上でございます。

ファシリテータ

どうもありがとうございました。以上で、河川整備計画素案とこれまでの意見を聴く会での表明された意見概要のご説明が終わりました。この後、皆さんからご意見、ご質問をお願いするのですが、少し会場設営を変えますので10分ほど休憩をとりたいと思います。後ろの時計で今45分ですので、55分から再開したいと思いますので、よろしく願いいたします。

〔午後 3時45分 休憩〕

〔午後 3時55分 再開〕

6) 吉野川水系河川整備計画【素案】についての質問と意見

ファシリテータ

場所を特定した意見あるいはご質問がある場合に、皆さんのお手元の整備計画素案に附図というのがございます。この附図の中でこの場所だということを、あらかじめお手元の資料に書き込んでおいていただきますと、担当の者がマイクを持って伺いますので、そのときに場所を確認させていただいて、それを画面に映すようにいたしますので、その点もご協力をよろしくお願いいたします。

皆さんお席におつきみたいですので、時間は早いですけれども、始めたいと思います。まず、ちょっと皆さんに再度ご確認をお願いしたいのですけれども、お手元の資料、先ほどお話しいたしました、「『吉野川流域住民の意見を聴く会』参加者の皆さんへのお願い」の、発言について3つのお願いというのがございます。前のスクリーンにも出ていると思うのですけれども、発言は一度に同時に複数の方に発言していただくと、ご意見を伺うことができないので、お1人ずつお願いしたいと思いますので、そのために必ず挙手をお願いいたします。挙手された後私の方でご指名いたしますので、そうしましたら、係の者がマイクをお持ちいたします。マイクを通じて、まずお名前と、それからお住まい、市町村名までで結構ですので、それをおっしゃっていただいた上で、ご意見・ご質問等の発言をお願いしたいと思います。

発言については、なるべくわかりやすい言葉でお願いしたいということと、本日70名以上の方に来ていただいてまして、残念ながら皆さんにお話を聞く時間が1時間余りしかございませんので、すべての方のご意見はもしかすると、というよりは、まずお聞きできないだろうと思いますけれども、なるべくたくさんの方にお話をお聞きしたいので、要点、ご意見・ご質問については、できれば二、三点に絞って簡潔にお願いしたいということです。

それ以上にももちろん皆さんご意見・ご質問等おありでしょうから、それにつきましては、先ほどお話しした意見記入用紙、国交省あての意見記入用紙、あるいは、NPO法人コモンズあての意見記入用紙でご記入いただければ、発言いただいた意見と同じように意見として賜りますので、そちらの方でご協力をいただければと思います。

それでは早速挙手していただいて、ご意見等を賜りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。どうぞ。

参加者（Aさん）

私、松茂町のAと申します。私たちが住んでいる町は、広島北川向三ノ越と申しまして、旧吉野川のちょうどバイパスの下、広島橋の下でございます。そこで住まいしておりますが、国交省が51年か52、3年ごろと思うのですけれども、川幅を広げるということで線引きをいたしました。そして、もう旧吉野川で一番狭いところでございます。まあそういうことで、線引きをしたということで、もう25年もなるのでございますが、一向に国交省も計画を示してくれないと、そういうことでございまして、我々住民は本当に困惑をしておるわけでございます。

町の事業においても、集落排水、そういうことはもう川になるんだから、まあ除外しといていいんだらうと、そういうようなこと、また平成16年の台風の場合でも、本当に水が冠水し、排水がございませぬ。排水が、川がつかえたら、もう川の高さぐらいまで家屋のなに入らるわけでございます。そういうことで、住民は非常に困っておる次第でございます。

平成16年の台風でも、町の建設課、それから水防団員が、昼夜兼行で排水をしていたようなわけで、雨水がもうたくさん降ると、簡単に浸水するわけでございます。そういうことで、国交省も早く計画を示していただいて、ただいま町村長の意見でございますが、5年、10年ぐらいにその計画を示してほしいと私は思うのでございます。

そういうことで、よろしくお願いを申し上げます。

ファシリテータ

はい、ありがとうございます。松茂町のバイパスの広島橋ですか、その下の部分の河川拡幅計画が昭和50年代に示されているにもかかわらず、その後何の音沙汰もないということです。いかが、どうなっているんでしょうかということなんですけれども、何かお答えしていただけますでしょうか。

河川管理者

先ほどご説明させていただきました副所長の山地でございます。よろしくお願いをいたします。長い間待っていただいておって、非常に申しわけございませんが、いろいろこれまで予算の関係もございまして時間がかかってきたということにつきましては、おっしゃるとおりでございます。今回の整備計画の中に、附図の中でもつけてございますけれども、今ご指摘の河川につきましては、整備をしていくということで、絵にも、今のところは案でございますけれども、載せてございます。今ご承知のように、旧吉野川につきましては新喜来と、それから中喜来をやっていっているわけでございますけれども、今ご指摘の広

島箇所につきましても、引き続き優先的にやっていきたいということで位置づけをしておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

参加者（Bさん）

鳴門です。Bといいます。やっぱり皆さん方、共通理解・共通認識の必要があるように思います。したがって、これは、今国土交通省の膨大な計画、緻密な計画、総合的な、網羅的な、全部これは入っていますね。したがって、これは議論をする上で、共通理解・共通認識といいます、まず大事なのは行政が何をすべきか、それからいわゆる学識者ですか、それから地域住民、総合的なやっぱりそういう共同の課題という認識で当たられる必要がある。

私は実はきょう吉野川をずうっと回ってみてきたんだけどね、言うたら、本当に切実な住民の課題がわかりますね。そこの何とか、洪水に対する悲惨な状況を見てきましたね。したがって、そういう点で見ましたら、この吉野川流域の問題でなしに、やはりこれは国のいわゆる直轄の課題でもあるし、それから徳島県自身の行政的な課題であると。そこに、私たち住民が何ができるか、何をせんといかんか、そこら辺の共通理解・共通認識で、やはりこの議論を深めていって、そしてコモンズの方、非常にご苦労と思いますね。ちょっとこれを見ましたら、いろんな多様な価値観を尊重しながら、お互いの人間性を尊重して、それを寛容な精神で認め合うと。そこら辺で共通理解・共通認識、よりよい徳島県の行政、または国の方の行政が推進するのでなかろうかと。総論でございますが、そういうように思って、興味深く参加したわけでございます。

以上。

ファシリテータ

はい、ありがとうございます。よりよい吉野川づくりのためには、行政あるいは住民の方々、皆さんがそれぞれ役割を担っていくことが大変重要だというご意見だというふうにご理解させていただいています。よろしいでしょうか。

では、次の、どうぞ。

参加者（Cさん）

徳島市のCと申します。今まで県・国土交通省の方にいろいろお願いをしてまいりました。今切川とそれに伴う整備計画がほとんど入れていただいている、大変感謝申し上げます。

附図で38と41でございます。その宮島江湖川、榎瀬江湖川の今切川との接点の部分に

堰をつくっていただけるといふ計画になっておりますが、何分川内は低湿地帯でございますので、台風被害だけでなく、今回の南海地震等に変住民も不安を感じておりますので、整備計画にはめていただいたと同時に、できるだけ早期に整備をしていただきたいというお願いをしてきおきたいと。

それから、この小河川の方に、排水ポンプでこの小河川の方へ排水をしておりますので、洪水時のときなんかはこれがさばけませんので、堰をつくっていただくと同時に、ポンプも整備していただきたいというふうをお願いしておきたいと思っております。

ファシリテータ

はい、ありがとうございます。今切川の支流の堰の計画はありがたいということと、あわせて排水ポンプの設置もお願いしたいということでもよろしいでしょうか。これについて何かございますか。

河川管理者

はい、山地でございます。今おっしゃっていただいたとおり、整備計画の中で、堰といえますか水門ですね、2カ所今計画に入れてございます。それと、ご意見がございました排水機場でございますけれども、排水機場につきましては、先ほどからもご説明はしているところでございますけれども、たくさんほかの地区にもございまして、今後は家屋浸水被害が著しい地区といったところも一応検証しながら、いつできるか、その時期につきましても、今後着手時期を判断していきたいというふうに思っております。そういったところでよろしく願いいたします。

ファシリテータ

はい。排水機場については今後検討しながらということでもよろしいでしょうか。

はい、では、次の方。では、手前の方。

参加者(Dさん)

いろいろお世話になっております。この内容を調査、見ますと、6年前に。

ファシリテータ

お名前と。

参加者(Dさん)

川内町のDでございます。堤防をするには、堤防の寿命が何年かかるのだという、この河川安全率というんですか、これが入っておらんですね。6年前の第十堰問題のときには、吉野川全体を150分の1に計画しておりますということを説明しておりました。それで、

この150分の1というのは、150年のうちに起きるであろう一番大きい水害に対応する堤防をするんだという説明でございまして、非常に私も共感したんでありますが。

そのときには、吉野川は150分の1、淀川・利根川は200分の1、オランダは何と6000分の1でありました。こういうような河川計画は、今回全然入っておらんのですね。それで、吉野川を改修せんとするには、このたびは安全率を何ぼに見ておるのであるとかと、これが、私たちは非常に心配をいたしております。それで、あなた方が何ぼやりますと言うても、最終の仕事は、耐用年数が何年だと、これが出なければ絵にかいたもちであります。それで、もうあれから7年たっておりますから、私は吉野川の河川改修の安全率はもう180分の1ぐらいに安全率を高めてやっていただきたいんですが、今回この数字的な説明がないというのは、どういうところにあるんですか。

以上でございます。

ファシリテータ

はい、わかりました。以前の第十堰の議論のときには、150分の1の計画というのが示されていたにもかかわらず、今回の整備計画ではそういった具体的な数値の設定がないということと、それには堤防の寿命も含めて河川の安全率を今回はどういうふう考えられているのかというご質問ですけれども、どうぞ。

河川管理者

徳島河川国道事務所河川調査課長赤澤と申します。よろしく願いいたします。今吉野川の河川整備の安全度ということでございましたけれども、これにつきましては、以前と全然最終目標の部分は変わっておりませんで、150分の1に向けて下流部ではやっていくということでございますが、まだまだその道のりが長いということでございまして、当面段階的にやっていきたいということでございまして、今回は平成16年の台風23号の洪水に対して被害を軽減するということを目的にやっているということでございます。その確率は大体30分の1でございます。

ファシリテータ

はい。150分の1が目標であって、今回段階的に整備していくのだけれども、今回の整備計画素案で示されているのは30分の1のという理解でよろしいのでしょうか。という答えですが、はい。

参加者（Dさん）

それではちょっと我々は理解しにくいですね。それで、あなた方がおっしゃっているの

は、30年間かかって今の設備を、改修を終わるといことなんですか。それでは、もう徳島県は人口が減っていくわ、県民所得は少ないわ、今度は30分の1で説明してたら、今度20分の1にせられへんかという心配が起きます。そういう点は十分県民の声として表現していただきたいと思うんですね。オランダの6000分の1、それから淀川とか利根川、あれが200分の1ですね。我々はもうあれから7年たっておるから、もういっそ200分の1ぐらいにしてもらいたいと、目標をね。それで、とりあえず30分の1というのは、これはどんなんですか、30年かかってきょうご説明していただいた計画になるということですか。どういことですか。

ファシリテータ

今のご質問は、30分の1の安全率で今回の整備計画がおおむね30年間の整備目標が示されていることなので、30年かかって30分の1にするということなのかというご質問ですね。はい。

河川管理者

今のお話しでございますけれども、一応結論の方からいきますと、おっしゃるとおり今後30年で30分の1までの安全度に高めようということでございます、例えば本川でいきますと今上流と下流では違うわけでございますけれども、上流の方ですと、今安全率が3分の1ぐらいですね。それから、下流の方でも10分の1ぐらいでございます。それを30分の1ぐらいまでいこうということでございます。それで、最終、基本方針の中に定めているのは150分の1です、おっしゃるように。この30分の1で30年間やれば終わるといことではなくて、30分の1でできれば次は、わかりませんが50分の1、次は100分の1というふうに、順番に段階的に安全度を高めていくということでございます。

それで、四国の中も、見ますと、吉野川が150分の1、淀川とか世界の川の話が出ましたけども、国内では大体100分の1というぐらいが多うございます。四国でもほかの川では大体100分の1でございます。淀川とか利根川、大きゅうございますので、そういうふうに200とかの数字になっていると思いますけれども、これは単に150、例えば、100分の1と200分の1が数字の上で倍違うから量が倍違うということではございませんので、そこら辺は皆様誤解のないようお願いしたいというふうに思います。

ファシリテータ

はい、ありがとうございます。当面の整備のゴールとして30分の1、ただし段階的に最終目標では150分の1に高めていくという考え方だという答えですね。

参加者（Dさん）

お返すようですけど、その程度の説明だったら、こんな大げさな県下全体にマスコミも含めて大々的にする必要はないんじゃないですかね。皆さんは聞いてどうですか。私は聞いてあきれてしもうておるんですが、これはもっと建設省も努力を、努力目標をもうちょっと密にしてもらいたいと思います。ここで言ってもある程度の限界がありますから、これ以上言いませんけれども、30分の1では私は不満を表明しておきます。

ファシリテータ

はい、ありがとうございます。もっともっと努力目標を高めてほしいというご意見を、河川整備計画の方に反映できないかということですね。

はい、では、次の方、では、どうぞ。

参加者（Eさん）

Eと申します。北島町に在住しております。お尋ねします。昨年台風がありまして、私どもが住んでおります北島町北村地区の堤防が決壊寸前にまでなりました。これに関連して、第十の樋門の開閉なんかは、そういう台風の場合はやっているのでしょうか。それと、もう一つは、要望として河口堰の可動堰、私は賛成いたします。以上です。

ファシリテータ

はい、ありがとうございます。昨年度の台風時に北村地区の堤防が破堤寸前だったんだけれども、そのときの第十樋門の操作はどうなっているのかというご質問と、河口堰の可動堰化は賛成だというご意見ということで、1つ目のご質問に対する回答をお願いできますでしょうか。

河川管理者

第十樋門の操作といいますか、これはもう第十樋門ができたときからずっと同じでございますが、基本的には第十樋門を洪水のときには閉めているということでございます。

ファシリテータ

第十樋門は洪水時に閉めているということなので、上流からの水は旧吉野川には流れていないということだそうです。よろしいですか。では、どうぞ。

参加者（Fさん）

一番最初に言いよった方と繰り返すようになるんですけど。

ファシリテータ

申しわけございません。お名前を。

参加者（Fさん）

私は松茂町広島北川向の旧吉野川の下流域の川淵に家がある者でございます。Fといいます。済みません。それで、先ほどの方もおっしゃったんですけど、新広島橋というのがかかってバイパスになっておるんですけど、そのバイパスの、4車線になって、この旧吉野川の橋脚が、大きい橋脚が2つあって、それが1つになっておるんです。それが3カ所川の中に立っております。4カ所目は私たちの堤防の内側に20mぐらい行ったところに1カ所と。それと、あとまた40mぐらいに1カ所ありまして、あとは土を盛ってセメントで取り合いになって、その上をバイパスが走っておるような状況でありまして、これは、これもあの新広島橋はもう10年もなると思うんですけど、こういう橋脚が、川と同じものがついておるので、もうこれは川の拡張になるんだと、私もいつも思いよったんですけど、いまだに実施・実現されておりません。それで、私のお父さんも、この隣、5軒ほどあるんですけど、このおじさんももう皆亡くなってしもうて、もうその年が私も来よるんです。それで、これはいつが来たらできるんかいなと思って、いつも思いよるんですけど、今回、これ、こんなに初めて来たんですけど、どないかこれは予算化していただいて、早急にできるものであったら実現をお願いしたいと思います。

以上です。

ファシリテータ

はい、ありがとうございます。これは先ほどの方と同じ場所の、早期にお願いしたいというご意見ということでよろしいでしょうか。

はい、ではほかはいらっしゃいますか。どうぞ。

参加者（Gさん）

北島町のGと申します。これはお願いなんですけど、旧吉野川の流域に板東谷川というのがあるんですけど、これは県の管理する河川になるんですけど、ここの上流に大分以前から、もう現在は閉鎖されているんですけど、大量の廃棄物が谷に埋められているところがあるんです。当然谷ですから、大雨がありますと、土石流となって流れ出る可能性が非常に高いわけですね。もしこれが流れ出すと、当然旧吉野川まで流れてくるわけですから、その廃棄物の内容なんですけど、以前には町村の一般廃棄物の焼却灰がかなり大量に埋められているという事実があるんですけど、これは当然焼却灰というのはダイオキシンを大量に含んでいますから、ダイオキシンが旧吉野川に流れ込んでくる可能性が非常に高いわけですね。

もしそうになると、我々はその下流で利水をしていますから、我々の上水が使えなくな

る可能性があるわけですね。当然これは河川管理者の責任として、先ほどの整備計画の中でも水質保全ということがうたわれていますので、これは県になるんですが、県との連携でもって対策を講じていただきたいと。それで、以前にある団体を通じまして、県の方にそのことを申し入れしたことがあるんですが、100万 m^3 を超える大量の土砂が堆積しているものですから、土砂というか廃棄物が堆積しているものから、県も非常に及び腰で、対応してくれないという経緯がございます。ぜひ、河川管理の観点から国交省の方に県との連携でもって対策を講じていただきたいというお願いでございます。

ファシリテータ

はい、ありがとうございます。板東谷川上流の焼却灰を大量に含む廃棄物が100万 m^3 ほどあって、これは下流の水質、ひいては飲料水にも影響を及ぼしかねないので、何とか対策をとることなんですけど、これについて何かコメントはいただけますか。

河川管理者

山地でございます。状況をまず確認させていただきまして、今おっしゃるように県の方にも連携をとれるように、今後話をしていきたいというふうに思っております。

ファシリテータ

はい、ありがとうございます。まず、状況調査の上、県と協議をしていきたいというお答えです。ほかにございませんか。

まだ時間は十分ございますので、どんなことでも結構ですから、質問・ご意見、ございましたら。

よろしいですか。では、これ以上促しても皆さんあれでしたら、意見表明の機会は、繰り返しになりますけれども、こちらの匿名による意見表明、これは、繰り返しますが、氏名等が河川管理者である国土交通省に知られたくないけれども、ちゃんと意見表明はしておきたいという方がいらっしゃいましたら、私どものNPOで責任を持って、皆さんのお名前はお伏せした上で、意見内容について国土交通省に正確に伝えるようにしたいと思いますので、こちら、ホームページ・ファクス、あるいは本日手渡しでも結構ですから、それに意見をお書きいただければと思います。

もう1つは、直接意見記入用紙、こちらの方にご記入いただいて、国土交通省の方に、本日受け付け箱がございますので、そちらに提出していただいても結構ですし、ファクスでもこちらもお意見を受け付けておりますので、そちらの方にご意見をいただければと思います。

最後にもう一度だけ確認いたしますけれども、皆さんもう本日この場で表明されたいご意見、あるいは確認しておきたい質問事項等がございますでしょうか。

なければ、私どもの方の進行は以上ということですので、皆さん、最終、最後に本日ご表明いただいた意見内容について、簡単にご説明をして終わりたいと思います。

まず、1件目、松茂町の方から、広島橋の下の河川拡幅についてどのように考えているのか、いつごろできるのかというようなことをご確認、できれば5年、10年以内に何とかやっていただきたいというご意見・ご要望です。

それから、2件目、鳴門のBさんについては、共通理解が重要だということで、行政・住民、それぞれ立場を踏まえた上で、協力しながらよりよい吉野川づくりに向けて頑張っていかなきゃいけないよねという応援のエールだと思います。

それから、3番目が徳島市のCさんからで、今切川の堰が今回の計画に盛り込まれているのは非常に歓迎しているということと、排水機場をあわせて設置してもらえないだろうかというご意見です。

それから、4番目の川内町のDさんについては、河川安全率についてご意見がございまして、現時点では30年かけて河川安全率を30分の1に高める計画だという説明に対して、もっと努力目標を高めて、川の安全率を高めることができるような整備計画にしてほしいというご意見です。

それから、5番目に北島町のEさんで、洪水時の今切川の水位が上がっているんだけど、第十樋門の操作についてはどうなっているのかというご質問と、河口堰、第十堰は個人的には賛成されているというご意見ですね。

それから、6番目の松茂町Fさんについては、1番目のAさんと同じご意見ということで、1日でも早く河川拡幅をしてほしいということ。

最後に北島町のGさん、板東谷川の廃棄物の処理について、飲料水の安全性にもかかわる問題なので、早急に対策を国と県で協力してやっていただきたいということでした。

以上で本日の意見を聴く会の私どもの進行は終わりたいと思います。では、皆さんどうもご協力ありがとうございました。

司会

喜多さん、どうもありがとうございました。皆様本日は熱心なご意見、誠にありがとうございました。本日いただきましたご意見等は十分に尊重し、今後の吉野川水系河川整備計画にできる限り反映していきたいと存じます。また、本日配付資料の中に、先ほどから

よく出てきております意見記入用紙を準備いたしておりますので、ご意見のある方は、ご記入の上受付付近の意見回収箱にご投函ください。

それでは、以上をもちまして、第1回吉野川流域住民の意見を聴く会を閉会いたします。本日はまことにありがとうございました。

〔午後 4時25分 閉会〕